

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 春風会

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春風会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次にとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び賞与を支給する。
  - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

## (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、職員給与規程第15条第1項第1号の規定に準ずる額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第8条の規定に準ずる額

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 費用弁償については、別表第3に定める額
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

## (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、職員給与規程第 6 条第 1 項の規定に準ずる日
  - (2) 賞与については、職員給与規程第 6 条第 2 項の規定に準ずる日
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月 総日数から 8 月は 10 日、その他の月は 9 日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 平成 10 年 4 月 1 日制定の役員報酬規程は廃止する。

附 則 この規程は、平成 29 年 6 月 24 日から施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 70 万円以内
理事	月額 30 万円以内

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(3) 監事

	日 額
評議員会、理事会、監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

別表 3 (非常勤役員等の費用弁償)

居住地から開催地までの距離 の区分	片道 15 km 未満	片道 15 km 以上
1 日につき弁償すべき費用	円 2,000	円 3,000